

第8 産業保安行政

火薬類及び高圧ガス・液化石油ガスの製造・販売・貯蔵等の許認可事務を行うとともに、火薬類及び高圧ガスの製造施設・貯蔵所等に立入り「製造施設等の維持状況，保安管理体制」の検査，指導を行っている。また，液化石油ガス販売所等に立入り「LPガス消費家庭の保安点検状況，保安啓発状況」について検査・指導を行うとともに，（社）宮城県エルピーガス協会，（社）宮城県火薬類保安協会等の産業保安関係団体と連携し，事業所に対して危害予防啓発を行い，災害の防止と公共の安全の確保に努めている。

さらに，電気工事の作業に従事する者の免状交付事務及び電気工事業を営む者の登録事務等を行っている。

なお，平成18年4月1日付けで，仙台市に対し，仙台市内に立地する高圧ガス施設等に係る，高圧ガス保安法（免状に係る事務を除く）及び液化石油ガス法の事務を移譲した。さらに，平成21年4月1日付けで，登米市に対しても同様に移譲した。

産業保安行政の体系については，下記のとおりである。

（産業保安行政体系図）

火薬類の保安対策	指導取締り	製造・販売等（含む猟銃等）の許可
		譲受・消費等の許可
		保安検査，立入検査（含む猟銃等）
	保安意識の高揚	保安責任者等の保安教育の実施
		火薬類危害予防週間等の諸事業の実施
		消費者に対する啓発及び保安功労者の表彰
	自主保安体制の確立	危害予防規程の認可，保安教育計画の認可
定期自主検査の実施指導		
保安責任者免状の交付		
高圧ガスの保安対策	指導取締り	製造・貯蔵等の許可，登録等
		保安検査，立入検査，完成検査
		高圧ガス積載車両路上取締り
	保安意識の高揚	保安責任者等の保安教育の実施
		高圧ガス保安活動促進週間等の諸事業の実施
		消費者に対する啓発及び保安功労者の表彰
	自主保安体制の確立	危害予防規程の届出
定期自主検査の実施指導		
保安責任者免状等の交付（平成18年度より外部委託）		
電気工事業の保安対策	電気工事等の欠陥による災害防止	電気工事業者の登録
		電気工事業者の立入検査
	電気工事士免状の交付（平成18年度より外部委託）	
電気用品の災害防止対策	粗悪な電気用品の流通防止	電気用品販売店の立入検査

1 火薬類・猟銃保安

(1) 火薬類・猟銃等規制の目的

火薬類等は、爆発や火災等の潜在的危険性を有しているため、「火薬類取締法」及び「武器等製造法」に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費及び猟銃等の製造、販売等を規制し、災害の防止と公共の安全を確保することを目的としている。

(2) 火薬類・猟銃等関係事業所（製造、販売、貯蔵等）の現状

「火薬類取締法」及び「武器等製造法」に基づく製造、販売等の許可事業所数は、表1-1、1-2のとおりである。

表1-1 火薬類事業所数等（市町村に権限移譲）（平成25年3月31日現在）

	製造業者(煙火類)			販売業者									火薬庫								庫外貯蔵所				
	打上仕掛	がん具	打上・仕掛 がん具兼業	A	B	C	D	E	F	G	H	小計	1級	2級	3級	実包	煙火	がん具	導火線	水雷	小計	販売業者	委託貯蔵	土木業者	その他
仙南消防本部	1	0	0	1	2	0	2	0	0	1	2	8	6	0	0	0	1	0	0	0	7	2	0	0	3
仙台市消防局	1	0	0	0	5	0	1	0	0	0	4	10	8	0	0	1	12	1	0	0	22	3	0	0	14
名取市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	2
岩沼市消防本部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	1
亘理消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
塩釜消防本部	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	4	1	0	1	0	2	0	0	0	4	3	0	0	7
黒川消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
大崎消防本部	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	1	5	0	0	0	0	1	4	0	0	5	4	0	0	1
栗原市消防本部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
登米市消防本部	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	1	5	6	0	0	1	1	0	0	0	8	4	0	0	0
石巻消防本部	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	6	10	3	0	0	0	1	1	0	0	5	2	0	0	1
気仙沼消防本部	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	4	2	0	0	1	1	0	0	0	4	2	0	0	0
県 合 計	4	0	0	1	13	1	7	7	0	3	19	51	28	0	2	3	24	6	0	0	63	21	0	0	30

※1 販売業者のA, B, C, D, E, F, G, H欄は、それぞれ、以下の内容をさす。

- A 火薬（猟用火薬を除く。）又は爆薬を販売するもの
- B 火薬・爆薬及び火工品、火薬及び火工品又は爆薬及び火工品を販売するもの
- C 火工品（船舶用火工品・建設用びょう打ち銃用空包・実包及び煙火を単独で販売している場合を除く。）
- D 実包又は猟用火薬（猟用の無煙火薬と黒色火薬）を販売するもの
- E 船舶用火工品を販売するもの
- F 建設用びょう打ち銃用空包を販売するもの
- G 煙火を販売するもの
- H 競技用紙雷管を販売するもの

※2 1級～3級火薬庫の定義は以下のとおりである。

- 1級 最も本格的なもので、比較的多量の火薬類を貯蔵する恒久的なもの。
- 2級 土木工事その他の事業に使用される火薬類をその事業の間貯蔵するもの。
- 3級 少量の火薬類を貯蔵する恒久的なもの、爆薬と火工品を同時に貯蔵する場合には隔壁により区分しなければならない。

表1-2 猟銃等製造販売事業所数(平成25年3月31日現在)

事業所区分	事業所数
製 造	0
製造・販売	8
販 売	2
計	10

(3) 火薬類・猟銃等関係許可等件数

「火薬類取締法」及び「武器等製造法」に基づく平成24年度の許可件数は、表2-1、表2-2のとおりである。

表2-1 火薬類許可件数【市町村長に権限委譲】 (平成24年度)

許認可等区分	件数	許認可等区分	件数
火薬類製造営業許可	0	火薬類輸入許可	0
火薬類販売営業許可	1	火薬庫外貯蔵所指示	11
火薬庫設置許可	0	危害予防規程の認可	0
火薬類譲渡許可	9	保安教育計画認可	7
火薬類譲受許可	154	製造施設完成検査	1
火薬類消費許可	281	火薬庫完成検査	2

表2-2 猟銃等許可件数 (平成24年度)

許認可等区分	件数
猟銃等製造許可(移転)	0
猟銃等販売許可(移転)	0

(4) 免状の交付

平成24年度の火薬類保安責任者免状交付件数は、表3のとおりである。

表3 火薬類取扱(製造)保安責任者免状交付件数(平成24年度)

免状種別	免状交付	免状再交付	免状書換	計
甲種取扱保安責任者	29	6	0	35
乙種取扱保安責任者	12	7	0	19
丙種製造保安責任者	5	0	0	5
計	46	13	0	59

甲種取扱・・・火薬庫において火薬を貯蔵する場合、火薬類の消費場所(発破現場など)において火薬類を消費する際に、法の規程に基づいて種々の保安に関する職務を行う。

乙種取扱・・・甲種と乙種とは、火薬類の貯蔵合計量(乙種は年間に20t未滿に限定)又は消費合計量(乙種は1ヶ月に1t未滿に限定)により、火薬類取扱保安責任者への選任資格が異なる。

丙種製造・・・煙火等の製造数量が1日300kg未滿の製造工場で火薬類製造保安責任者の選任資格を有する。

(5) 立入検査等

火薬類消費場所等に立入り、「火薬類の保安管理、取扱基準の遵守」及び「盗難防止設備等の維持管理」の状況を検査するため、立入検査を行っている。

火薬類製造施設及び火薬庫について、その位置、構造及び設備等が技術上の基準に適合しているかについて保安検査を行っている。

平成24年度に実施した検査件数は、表4のとおりである。

表4 火薬類保安検査等実施件数【市町村に権限委譲】 (平成24年度)

	煙火製造所	火薬庫	販売所	消費場所	庫外貯蔵所	計
立入検査	5	49	52	183	32	321
保安検査	4	24	0	0	0	28

(6) 各種講習会の実施状況

(社)宮城県火薬類保安協会の主催する火薬類取扱者を対象とした各種保安講習会に講師を派遣し、保安意識の高揚と事故防止の徹底を図った。平成24年度の実施状況は、表5のとおりである。

表5 講習会受講者数 (平成24年度)

講習区分	実施回数	受講者数
火薬類保安講習会 (保安責任者等)	9	429
発破技術講習会	1	79
計	10	508

(7) 火薬類事故の発生状況

平成19年からの火薬類による事故の発生状況は、表6のとおりである。

表6 火薬類事故関係発生状況 (経年変化)

年次 区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
件数	3	1	0	3	0	2
死者数	0	0	0	0	0	0
負傷者数	1	0	0	3	0	2

2 高圧ガス保安

(1) 高圧ガス規制の目的

高圧ガスは、爆発や火災等の潜在的危険性を有しているため、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、製造、販売、貯蔵、消費等を規制し、災害の防止と公共の安全を確保することを目的としている。

(2) 高圧ガス関係事業所（製造、販売、貯蔵、消費）の現状（仙台市・登米市分を含む）

「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく製造、販売、貯蔵、消費等の許可及び届出事業所数は、表7のとおりである。

なお、ガスの種類別高圧ガス製造事業所数は、表8のとおりである。

表7 高圧ガス関係事業所数 (平成25年3月31日現在)

管内事業所区分		大河原	仙台	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼	計	
製造事業所	第一種	一般高圧ガス	17	71	8	6	1	11	2	116
		冷凍	7	57	5	1	2	55	19	146
		液化石油ガス	7	36	13	2	6	10	5	79
		計	31	164	26	9	9	76	26	341
	第二種	一般高圧ガス	49	173	31	14	7	38	14	326
		冷凍	157	651	104	43	38	225	114	1,332
		液化石油ガス	0	1	0	1	0	0	0	2
		計	206	825	135	58	45	263	128	1,660
	コンビ則		0	3	0	0	0	0	0	3
	計		237	992	161	67	54	339	154	2,004
販売事業所	高圧ガス保安法	一般高圧ガス	25	420	31	12	8	65	37	598
		液化石油ガス	49	180	54	22	13	57	28	403
	液化石油ガス法	販売事業者数	72	205	82	38	30	82	42	551
		特定供給設備	2	13	1	2	0	5	1	24
貯蔵所	第一種	一般高圧ガス	8	45	2	2	0	9	2	68
		液化石油ガス	7	16	5	4	1	2	0	35
		計	15	61	7	6	1	11	2	103
	第二種	一般高圧ガス	16	113	10	6	6	10	6	167
		液化石油ガス	2	2	3	2	0	0	0	9
		計	18	115	13	8	6	10	6	176
計		33	176	20	14	7	21	8	279	
特定消費事業所	一般高圧ガス		11	42	4	5	3	11	1	77
	液化石油ガス		6	13	5	5	1	2	0	32
	計		17	55	9	10	4	13	1	109
容器検査所		2	28	2	0	0	1	1	34	

表8 ガスの種類別高圧ガス製造事業所数
(1) 一般高圧ガス関係 (平成25年3月31日現在)

ガスの種類	区分	第一種	第二種
	空気		13
酸素		43	134
アセチレン		1	0
窒素		71	117
水素		5	3
炭酸ガス		44	11
フロンガス		5	21
アンモニア		1	0
塩素		1	0
六フッ化硫黄		1	0
天然ガス		7	1
石油精製		1	0
その他		26	26
計		219	352

(注) 同一事業所で2種類以上の高圧ガスの製造を行っている場合あり。

(2) 冷凍関係 (平成25年3月31日現在)

ガスの種類	区分	第一種	第二種
	フルオロカーボン		107
アンモニア		39	78
二酸化炭素		15	39
計		161	1,333

(注) 同一事業所で2種類の高圧ガスの製造を行っている場合あり。

(3) 高圧ガス関係許可・届出件数

平成24年度における「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく許可・届出件数は、表9のとおりである。

表9 高圧ガス関係許可・届出件数 (平成24年度)

許可等区分 ガス区分	許可				登録・認定・届出									
	製造		貯蔵		製造		貯蔵		特定消費		販売	保安機関		
	新規	変更	新規	変更	新規	変更	新規	変更	新規	変更	新規	新規	更新	
一般高圧ガス	6	39	2	0	10	5	8	0	2	2	20	-	-	
冷凍	17	10	-	-	69	9	-	-	-	-	1	-	-	
液化石油ガス	高保法	0	15	3	1	0	0	2	0	2	0	5	-	-
	液石法	5	2	1	0	-	-	-	-	-	-	5	6	9
コンビ則	0	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	28	84	6	1	79	14	10	0	4	2	31	6	9	

(4) 免状の交付

平成 24 年度の高压ガス製造保安責任者、高压ガス販売主任者等に係る免状の交付件数は、表 10 のとおりである。

表 10 免状交付件数（平成 24 年度）

免状の種類	乙種 化学	丙種化学		乙種 機械	冷凍機械		販売主任者		液化石油 ガス設備士
		液石 丙化	特別 丙化		第 2 種	第 3 種	第 1 種	第 2 種	
交付件数	16	20	46	38	36	73	44	128	99

(5) 立入検査等

- 「高压ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく許可を受けた事業所は、完成検査又は使用前検査に合格した後でなければ、施設を使用してはならないこととされており、これらの規定に基づく検査を適宜行っている。
- 第 1 種製造事業所について、施設の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合しているかについて検査するため、定期的に保安検査を行っている。
- 災害の発生防止のため、製造、販売事業所に対して毎年度立入検査を実施し帳簿書類を検査している。
- 高压ガス運搬車両については、毎年度関係機関と協力の上、取締・指導を行っている。

平成 24 年度に実施した検査件数は、表 11 のとおりである。

表 11 保安検査等実施件数（平成 24 年度）

事業所区分		検査区分	保安検査	完成検査	立入検査	移動車両 検査
製造所	一般高压ガス		20	30	58	-
	冷凍		0	0	0	-
	液化石油ガス	高保法	1	16	20	-
		液石法	2(5)	3(3)	5(8)	-
コンビ則		0	4	4	-	
販売所	一般高压ガス		-	-	0	-
	液化石油ガス	高保法	-	-	0	-
		液石法	-	-	125	-
貯蔵所			-	6	9	-
移動車両	タンクローリー		-	-	-	15
	バラ積み		-	-	-	26
容器検査所			-	-	6	-
消費場所		特定消費	-	-	34	-
		その他	-	-	0	-
その他			-	-	0	-
計			23(5)	59(3)	261(8)	41

※液石法の欄の（ ）内は、充てん設備の台数。

(6) 各種講習会の実施状況

例年、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく設備基準等の徹底と自主保安の確立による災害防止を図るため、各種講習会を実施しており、平成24年度の実施状況は、表12のとおりである。

表12 講習会受講者数（平成24年度）

講習会種類	実施回数	受講者数
高圧ガス製造事業所等関係	2	103
液化石油ガス販売事業関係	9	704
計	11	807

(7) 高圧ガス事故の発生状況

高圧ガス関係の事故発生状況は表13のとおりである。平成24年の事故件数は25件と例年に比べて減少したが、死亡事故が1件発生した。また、容器の喪失・盗難は約4割を占めている。平成24年に発生した事故の概要は、表14、表15のとおりである。

なお、液化石油ガスの区分において、一般消費者に係る事故の件数等は、括弧内の数値で示した。

表13 高圧ガス事故関係発生状況（経年変化）

区分		年次									
		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
液化石油ガス	件数	14(4)	14(4)	20(6)	26(1)	26(9)	25(6)	20(4)	51(10)	25(1)	10(3)
	死者数	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0	0(0)
	負傷者数	1(1)	2(2)	2(1)	21(1)	0(0)	1(1)	0	4(4)	0	0(0)
一般高圧ガス	件数	10	12	7	12	14	17	16	17	20	15
	死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	負傷者数	0	0	0	0	3	2	0	1	1	5
冷凍	件数	0	1	0	0	1	0	2	1	9	0
	死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	件数	24(4)	27(4)	27(6)	38(1)	41(9)	42(6)	38(4)	69(10)	54(1)	25(3)
	死者数	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
	負傷者数	1(1)	2(2)	2(1)	21(1)	3(0)	3(1)	0(0)	5(4)	1(0)	5(0)

表14 平成24年 高圧ガス事故

No	発生月日	市町村発生場所	人身被害事故の分類	ガスの種類 災害現象	事故原因	事故概要
1	1.21	仙台市青葉区消費事業所	軽傷1名 B級	窒素 噴出・漏洩	誤操作 誤判断	超伝導マグネット実験設備で液化窒素補充中に漏洩し、1名が左手人差指に凍傷を負ったもの。液体窒素注入口を誤認したことによる。なお、本事故は、平成23年12月28日に発生した事故から1年以内の同一事業所における事故であるため、B級事故となったもの。
2	1.28	多賀城市製造事業所	— C級	窒素 漏洩、破損	腐食管理不良	液化窒素ローリーの日常点検時に加圧蒸発器液入口側マニホールド部分のドレン金具からの漏洩を発見し、プラグを増し締めしたところ、ドレン金具の短管部分が折れ、窒素ガスが漏洩した。破損部分の経年劣化によるものと考えられる。
3	2.8	仙台市青葉区消費先	— C級	LPガス その他(盗難)	その他	建築現場の融雪用として保管していたLPガス容器5kg1本が盗難にあったもの。
4	2.11	登米市消費先	— C級	LPガス その他(盗難)	その他	消費先に設置してあったLPガス容器50kg1本が盗難にあったもの。
5	2.19	栗原市消費先	— C級	アセチレン、酸素 漏洩、火災	締結管理不良	建物解体作業中、2階の鉄骨を酸素及びアセチレンガス溶断機で切断していた時、地面に置いていたアセチレン容器(6.3m ³)の元弁と調整器へ至る管との接続部から出火し、調整器、安全器まで焼損した。その後、アセチレン容器の溶栓部からも出火し、隣に置いていた酸素容器(7m ³)が変形、亀裂が生じ、元弁や調整器部分も焼損した。アセチレン容器と調整器の接続不良により漏洩したガスに溶断作業の火花が引火したのと考えられる。
6	2.27	名取市製造事業所	— B級	炭酸ガス 漏洩	振動、劣化	2ヶ月に1回の定期点検時、炭酸ガスNo.1気化器内コイルからの漏洩が確認されたもの。気化器の振動によりコイルの溶接不良箇所から漏洩したと推定される。なお、本事故は、平成23年3月11日に発生した事故から1年以内の同一事業所における事故であるため、B級事故となったもの。
7	3.9	気仙沼市製造事業所	— C級	酸素 漏洩	劣化	酸素充てん作業中に液化酸素CE貯槽へのポンプ戻り配管(銅管)の継手溶接部(銀ろう付け)より漏洩が確認されたもの。配管の継手溶接部の経年劣化によるものと考えられる。
8	5.15	柴田郡村田町消費先	— C級	LPガス その他(盗難)	その他	消費先に設置してあったLPガス容器20kg1本が盗難にあったもの。
9	6.7	仙台市宮城野区消費先	— C級	アセチレン、酸素 その他(盗難)	その他	消費先で保管していたアセチレン容器6.9kg1本及び酸素容器7m ³ 1本が盗難にあったもの。
10	6.26	石巻市 その他 (臨時がれき処理場)	軽傷2名 C級	酸素(推定) 破裂	劣化	東日本大震災に係るがれき処理場に置いていたガスボンベ(継ぎ目なし容器7m ³)が突然破裂し、近くにいる作業員2名が負傷したものの。海底のがれき処理の一環で引き上げたボンベで、腐食が激しかったもの。
11	6.30	名取市製造事業所	— B級	炭酸ガス 漏洩	金属疲労 (推定)	月1回の定期点検時、炭酸ガスNo.2気化器内コイルからの漏洩が確認されたもの。金属疲労と推定される。なお、本事故は、平成24年2月27日に発生した事故から1年以内の同一事業所における事故であるため、B級事故となったもの。
12	7.24	柴田郡村田町消費先	— C級	LPガス その他(盗難)	その他	消費先に設置してあったLPガス容器20kg2本が盗難にあったもの。
13	7.25	名取市製造事業所	— C級	LPガス 漏洩	確認ミス	消費先から回収し、残ガス容器置場に保管していたLPガスサイフォン容器50kg1本の液送側バルブが緩んでおり、漏洩したもの。
14	7.31	仙台市若林区消費先	— C級	窒素 その他(喪失)	その他	消費先で保管していた窒素容器47L1本が喪失したもの。

15	9.4	大崎市 容器検査所	死亡1名 重傷1名 B級	圧縮天然ガス 爆発	誤判断 確認ミス	東日本大震災による津波被災の圧縮天然ガス自動車用燃料容器を電動回転式のこぎりで切断解体中に残ガスに引火爆発し、作業員1名が死亡、1名が負傷したもの。当該事業所はLPガス及びフロンガスの容器検査所であるが、自動車解体業者から処理に困ったCNG容器(FRP製)1基を引き受け、敷地内に保管していたところ、連絡不足により作業員が必要な情報もないまま解体してしまったもの。
16	9.10	仙台市泉区 消費先	— C級	LPガス その他(盗難)	その他	消費先に設置してあったLPガス容器50kg1本が盗難にあったもの。
17	9.24	角田市 製造事業所	軽傷1名 C級	水素 漏洩、その他(異常燃焼)	劣化	試験設備の点火装置点検中にバルブから漏洩した水素に着火し、大音響が発生し、作業員1名が耳に不調を訴えたもの。
18	10.11	仙台市泉区 消費先	— C級	アセチレン、酸素 その他(盗難)	その他	家屋解体現場に置いていたアセチレン容器7kg1本及び酸素容器7m ³ 1本が盗難にあったもの。
19	10.30	黒川郡大和町 消費先	— C級	アセチレン その他(喪失)	その他	消費先に保管していたアセチレン容器が喪失したもの。
20	11.1	多賀城市 消費先	— C級	アセチレン、酸素 その他(盗難)	その他	建物解体作業場に保管していた酸素容器とアセチレン容器が盗難にあったもの。
21	11.5	仙台市若林区 その他(燃料装置)	— C級	圧縮天然ガス 漏洩	交通事故	圧縮天然ガス自動車の自損事故により燃料タンク前部の配管ねじ部が変形し、漏洩したもの。
22	11.29	仙台市太白区 消費先	— C級	LPガス その他(盗難)	その他	消費先に設置してあったLPガス容器20kg1本が盗難にあったもの。

表15 平成24年 液化石油ガス一般消費者等事故

No	発生日	市町村 発生場所	人身被害 事故の分類	災害現象 安全装置等 の状況	事故原因	事故概要
1	2.16	仙台市若林区 消費先	— C級	漏洩	不明	仮設住宅の本管からガスメーターへの立ち上がり管(フレキシブル管)で何らかの原因により配管が損傷し、ガスが漏洩したもの。
2	3.23	柴田郡村田町 消費先	— C級	漏洩	劣化	販売業者が検針時にマイコンメータで微少漏れのB表示を確認し、ガス供給停止・気密試験を実施し、中学校の調理室のビルトインコンロからのガス漏れを確認したもの。
3	5.3	仙台市宮城野区 消費先	— C級	漏洩、火災	消費者の取 扱い不備	ヒューズコックとゴムホースの隙間からガスが漏れ、調理の際にコンロの火が引火したもの。消費者がホームセンターで購入した都市ガス用コンロを自らプロパンガス設備に設置していたことによる。

3 電気工事等保安

(1) 電気工事等規制の目的

「電気工事業の業務の適正化に関する法律」，「電気用品安全法」及び「電気工事士法」に基づき，電気工事業者の登録，電気用品販売業者の立入検査及び電気工事士免状交付を行うことにより，電気工作物の保安を確保し，粗悪な電気用品による事故を防止するとともに，電気工事の欠陥による災害発生の防止に寄与することを目的としている。

(2) 電気関係事業者等の現状

「電気工事業の業務の適正化に関する法律」に基づく，県内の登録（みなし登録）電気工事業者，通知（みなし通知）電気工事業者数は，表 1 6 のとおりである。

表 1 6 電気関係事業者の状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）

		計
登録電気 工事業者	24 年度登録数	66
	累計事業者数	817
	累計営業所数	817
みなし登録 電気工事業者	24 年度届出数	32
	累計事業者数	720
	累計営業所数	735
通知電気 工事業者	24 年度通知数	0
	累計事業者数	0
	累計営業所数	0
みなし通知 電気工事業者	24 年度通知数	0
	累計事業者数	7
	累計営業所数	7

(3) 免状の交付

「電気工事士法」に基づく第一種及び第二種電気工事士免状交付の状況は，表 1 7 のとおりである。

表 1 7 免状交付状況（平成 24 年度）

免状の種類	内訳	試験合格者	認定者	資格講習者	計
第一種電気工事士	交付件数	149	23	0	172
免状の種類	内訳	試験合格者	認定者	養成施設 修了者	計
第二種電気工事士	交付件数	1,031	0	71	1,102

(4) 立入検査等

「電気工事業の業務の適正化に関する法律」及び「電気用品安全法」に基づく電気工事業者及び電気用品販売業者に対する平成24年度の立入検査件数は、表18、19のとおりである。

表18 電気工事業者立入検査等実施状況（平成24年度）

種別	登録事業者	みなし登録事業者	通知事業者	みなし通知事業者
立入件数	88	58	—	—

表19 電気用品販売事業者立入検査状況（市町村長に権限委譲）45店舗（平成24年度）

電気用品の区分	具体的な電気用品名	検査機種数
配線器具	コンセント，マルチタップ，アダプターなど	9
電熱器具	電気カーペット，電気ストーブなど	242
電動応用機械器具	電気冷蔵庫，扇風機，空気清浄機など	79
光源及び光源応用機械器具	電気スタンド	29
電子応用機械器具	テレビジョン受信機など	8
合 計		367